

薩摩川内市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	99,232 人	517億 6861万3千円	15億 4960万8千円	98億 596万4千円	18.9 %	18.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給 与費 B / A	(参考) 類似団体平 均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	1005人	40億 9053万3千円	6億 8718万1千円	15億 1464万7千円	62億 9236万1千円	6,261千円	5,935千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

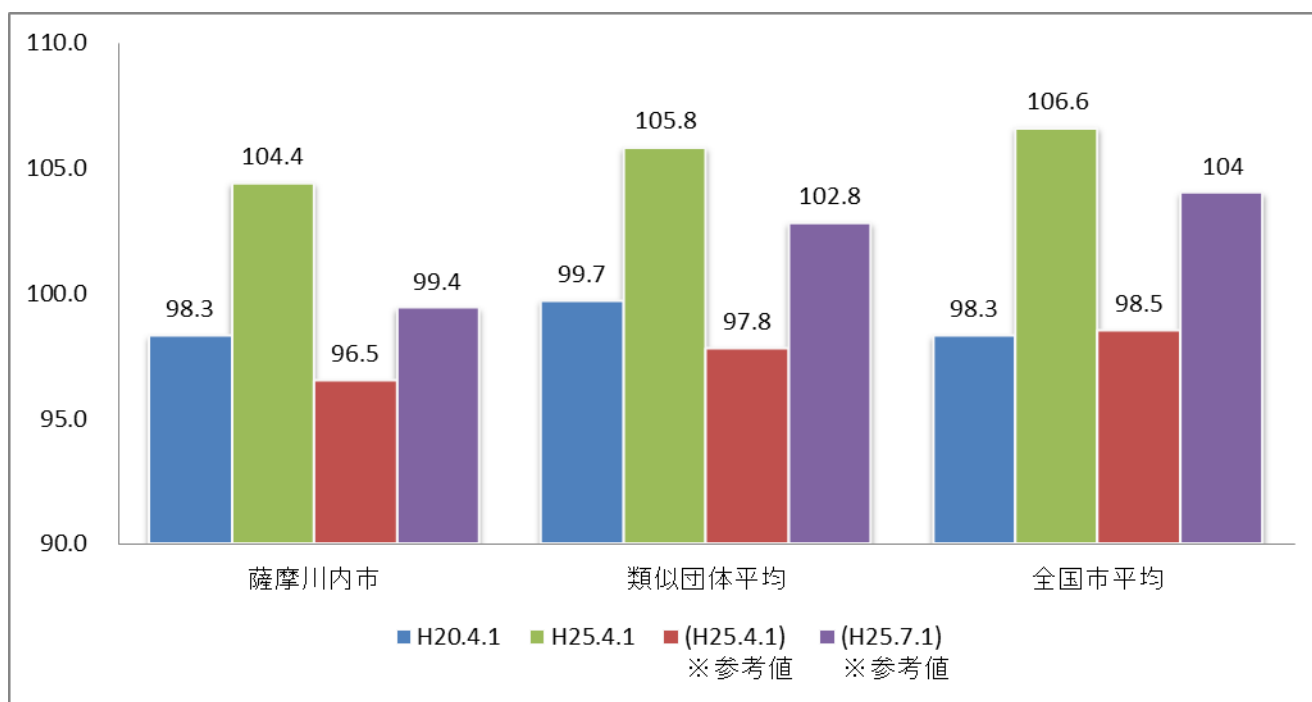
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実 施	平成25年7月1日から平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
平均減額率△7.0% (1級△3.4%、2級△4.4%、3級△5.4%、4級△6.4%、5級△7.4%、6級△9.5%、7級△10%)	
(給料)	H25.4.1現在ラスパイレス指数 104.4% 7.1現在ラスパイレス指数 99.4%
(手当)	管理職手当10%減額

(その他)

平成25年4月1日から6月30日まで市独自の給料減額を実施（平均減額率△2.5%）

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
薩摩川内市	44.8 歳	337,200円	390,144円	368,150円
鹿児島県	44.7 歳	338,767円	413,938円	374,377円
国	43.1 歳	307,220円 (332,446) 円	—	376,257円 (405,463)
類似団体	42.8 歳	325,045円	388,435円	359,832円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
薩摩川内市	50.1歳	54人	291,437円	310,613円	303,317円	—	—	—	—
うち学校主事	48.4歳	35人	294,200円	314,372円	307,086円	用務員	53.7歳	202,700円	1.55
うち清掃職員	55.9歳	3人	281,733円	305,100円	292,900円	廃棄物処理業従業員	44.6歳	290,600円	1.05
うち自動車運転手	56.4歳	2人	336,300円	369,450円	349,050円	自家用乗用 自動車運転者	58.4歳	210,100円	1.76
うちその他	51.9歳	14人	280,200円	294,100円	289,700円	—	—	—	—
鹿児島県	50.7歳	380人	344,943円	398,338円	376,190円	—	—	—	—
国	49.9歳	3272人	272,119円 (286,850)	—	309,534円 (325,400)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	36人	315,491円	350,999円	336,134円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,045,864円	2,809,400円	1.80
うち清掃職員	4,888,400円	3,980,600円	1.23
うち自動車運転手	5,970,900円	2,832,900円	2.11
うちその他	4,688,500円	—	—

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	48.5 歳	377,332 円	422,036 円
鹿児島県 (小・中学校教育職)	43.3 歳	380,130 円	442,513 円
類似団体	40.5 歳	306,506 円	336,303 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987円 (172,200)
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418円 (140,100)
技能労務職	高校卒	133,100円	146,700円	137,200円
	中学卒	—	129,200円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

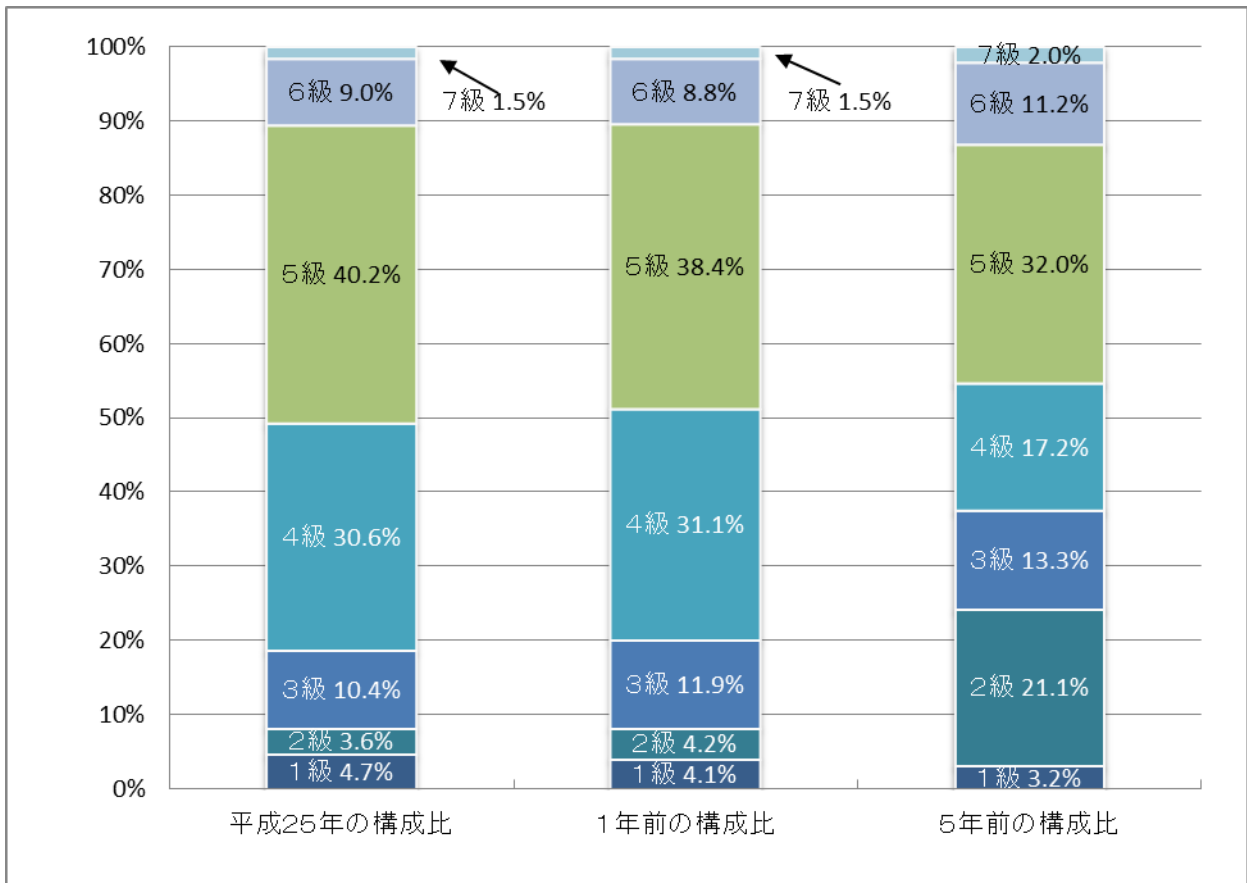
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,586円	352,594円	372,512円	387,406円
	高校卒	203,600円	305,845円	349,457円	374,738円
技能労務職	高校卒	—	275,453円	287,248円	337,035円
	中学卒	—	—	—	316,132円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	34人	4.7%	135,600円	243,700円
2 級	主事	26人	3.6%	185,800円	307,800円
3 級	主任補	75人	10.4%	222,900円	354,700円
4 級	主任	222人	30.6%	261,900円	388,300円
5 級	参事補、総括主任	291人	40.2%	289,200円	400,600円
6 級	参事	65人	9.0%	320,600円	422,600円
7 級	参与	11人	1.5%	366,200円	456,200円

(注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価は実施しているが昇給を含む処遇への反映は実施していないため、昇給前1年間の勤務成績が良好であった場合は、昇給の号給数を4号給（55歳以上は昇給停止）とすることを標準としています。なお、管理職については3号給となります。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,502千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,530千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

薩摩川内市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 30.87月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置2～20%加算 (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 22,689千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 32.83月分 38.955月分 勤続35年 46.55月分 55.86月分 最高限度額 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置2～20%加算 (退職時特別昇給 —)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,825 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		260,754 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京	18 %	2 人	18 %
大阪	15 %	0 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		4,844 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		26,470 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)		18.2 %	
手当の種類 (手当数)		14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	日額200円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甌島クリーンセンター、下甌島クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を取扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	1月1,700千円以内
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	1回2,000円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的事故により召集を受け、復旧工事等緊急工事に係る業務	1回1,000円
	薩摩川内市温泉給湯事業職員		
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	1勤務日200円

救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	1回150円
出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円
			深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	1勤務日3,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる消防通信の業務	深夜の全部を含む勤務 6,800円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,300円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 2,900円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	219,491 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	218 千円
支給実績（23年度決算）	221,399 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	217 千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)												
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。 ※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	—	190,986千円	293,373円						
区 分	金 額																
扶養親族である配偶者	13,000円																
配偶者以外の扶養親族	6,500円																
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③自宅(市外)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	③自宅(市外)	1,500円	異なる	①については、同じ。 ②③について支給する。	97,033千円	130,421円				
区 分	支給月額																
①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限る)	家賃の額に応じ 500円～27,000円																
②自宅(市内)	3,000円																
③自宅(市外)	1,500円																
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額55,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	77,018千円	96,514円						
区分	支給月額																
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額55,000円)																
②交通用具使用者	4,100円～24,500円																
特地勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>(給料+扶養手当)×10%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員	支給額	(給料+扶養手当)×10%	異なる	支給割合を別に設定。	15,684千円	505,935円								
支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員																
支給額	(給料+扶養手当)×10%																
宿日直手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>5,900円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限る)</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,200円	4,200円	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円	診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円	同じ	—	4,885千円	375,769円
区 分	宿直勤務	日直勤務															
本庁・支所	4,200円	4,200円															
上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	5,900円	5,900円															
診療所(医師、歯科医師等に限る)	20,000円	20,000円															
管理職手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～68,400円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～68,400円	同じ	—	54,737千円	511,561円								
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員																
支給額	職に応じ24,000円～68,400円																
管理職員特別勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理職手当を受給する職員</td> </tr> <tr> <td>支給要件</td> <td>臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>勤務1回につき8,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理職手当を受給する職員	支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合	支給額	勤務1回につき8,000円以内	同じ	—	0千円	0円						
支給対象者	管理職手当を受給する職員																
支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合																
支給額	勤務1回につき8,000円以内																
単身赴任手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>距離に応じ23,000円～68,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円	同じ	—	5,527千円	325,118円								
支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員																
支給額	距離に応じ23,000円～68,000円																

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	823,500 円	(915,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長	653,400 円		1,000,000円 / 440,000円	804,000円 / 375,000円
報 酬	議 長	458,000 円		698,000円 / 310,000円	
	副 議 長	396,000 円		620,000円 / 245,000円	
	議 員	370,000 円		560,000円 / 222,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(24年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	2.95 月分			
退 職 手 当	議 長	(24年度支給割合)			
	副 議 長	2.95 月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	915千円×480/100	17,568千円	任期满了時(任期毎)	
	備 考	726千円×360/100	10,454千円	任期满了時(任期毎)	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

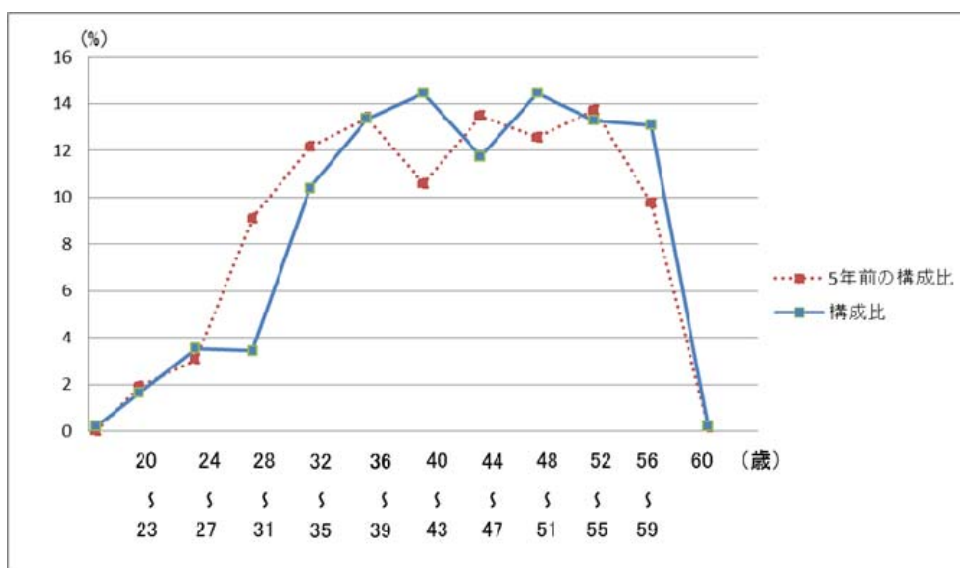
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成24年	平成25年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	支所業務の見直し	
		総 務	224	233	△9		
		税 務	68	71	△3		
		民 生	70	72	△2		
		衛 生	63	63	0		
		労 働	1	1	0		
		農 林 水 産	90	86	4		
商 工	35	36	△1				
土 木	109	110	△1				
	計	669	681	△12	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.42人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.82人)		
	教育部門	166	176	△10	支所教育課の業務の見直し		
	消防部門	148	148	0			
	小 計	983	1005	△22	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.06人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72.62人)		
公 営 企 業 等 部 門	病 院	39	38	1	地域包括支援センターへの派遣終了		
	水 道	33	31	2			
	交 通	0	0	0			
	下 水 道	13	13	0			
	そ の 他	40	45	△5			
	小 計	125	127	△2			
合 計		1108	1132	△24	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.65人		
		[1379]	[1379]	[0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	18人	39人	38人	115人	148人	160人	130人	160人	147人	145人	2人	1108人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	758	739	717	691	681	669	△89(△11.8%)
教育	199	187	181	177	176	166	△33(△16.6%)
消防	148	147	148	149	148	148	0(0%)
普通会計計	1105	1073	1046	1017	1005	983	△122(△11.1%)
公営企業等会計計	144	137	130	132	127	125	△19(△13.2%)
総合計	1249	1210	1176	1149	1132	1108	△141(△11.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 1,080,890	千円 126,823	千円 168,761	% 15.6	% 15.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 21	千円 88,146	千円 17,378	千円 32,819	千円 138,343	千円 6,588	千円 6,090

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特記事項なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	44.9 歳	347,321 円	477,553 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	44.0 歳		557,185 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市 (水道事業)	薩摩川内市 (一般行政職・団体平均等)
1人あたり平均支給額 (25年度) 1,563千円	1人あたり平均支給額 (25年度) 1,534千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

薩摩川内市（水道事業）			薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	30.87月分	勤続20年	23.03月分	30.87月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 ・役職加算 2～20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 ・役職加算 2～20%	
（退職時特別昇給	）		（退職時特別昇給	）	
1人当たり平均支給額	—		1人当たり平均支給額	22,689千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	—	円

エ 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		134千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		14,889円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		42.9%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急業務手当	薩摩川内市水道局 就業規程第8条の 規定による勤務時 間以外の時間に、 突発的・事故により 召集を受け復旧等 緊急工事に係る業 務に従事した職員	勤務時間以外の 時間に、突発的・事 故により召集を 受け従事した、復 旧等緊急工事に かかる業務	134千円	1件当たり 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	7,083千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	394千円
支給実績（23年度決算）	9,941千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	552千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)								
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族	6,500円	同じ	-	3,969千円	248,063円		
	区 分	金 額											
扶養親族である配偶者	13,000円												
配偶者以外の扶養親族	6,500円												
<p>※職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人について11,000円とする。</p> <p>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>													
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～27,000円</td> </tr> <tr> <td>②自宅(市内)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>③自宅(市外)</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円	②自宅(市内)	3,000円	③自宅(市外)	1,500円	同じ	-	2,217千円	123,167円
	区 分	支給月額											
	①借家 (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～27,000円											
	②自宅(市内)	3,000円											
③自宅(市外)	1,500円												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額50,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額50,000円)	②交通用具使用者	4,100円～24,500円	同じ	-	2,252千円	107,234円			
区分	支給月額												
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額50,000円)												
②交通用具使用者	4,100円～24,500円												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～68,400円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～68,400円	同じ	-	1,723千円	574,340円					
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員												
支給額	職に応じ24,000円～68,400円												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の125～150%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の125～150%	同じ	-	129千円	14,094円					
支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員												
支給額	1時間当たり給料の125～150%												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>休日等に勤務を命じられた職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>1時間当たり給料の125～150%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員	支給額	1時間当たり給料の125～150%	同じ	-	129千円	14,094円					
支給対象者	休日等に勤務を命じられた職員												
支給額	1時間当たり給料の125～150%												